

豊川市監査公表第31号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年11月18日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 豊川市監査委員 | 武 | 田 | 久 | 計 |
| 同       | 鈴 | 木 | 篤 | 男 |
| 同       | 浦 | 野 | 隼 | 次 |

## 別紙

### 定例監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象部署

総務部収納課

#### 2 監査の範囲

令和2年4月1日～令和3年10月21日

#### 3 監査の実施期間

令和3年9月17日～令和3年10月21日

#### 4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

##### (1) 重点項目

- ア 財産の管理に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について

##### (2) 一般項目

- ア 公金の取扱事務について
- イ 随意契約に関する事務について
- ウ 契約全般に関する事務について
- エ 庶務その他事務について

#### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

##### (1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。